

Japan tax newsletter

EY税理士法人

平成31年度 税制改正大綱

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

Contents

- ▶ 法人課税 2
- ▶ 国際課税 6
- ▶ 個人所得課税・資産課税 16
- ▶ 納税環境整備・その他 18

平成30年12月14日に、与党(自由民主党・公明党)による「平成31年度税制改正大綱(以下、「大綱」)」が公表されました。本ニュースレターにおいては、大綱で明らかにされた、法人課税、国際課税等における主要な改正・見直し事項の概要を説明します。

安倍内閣が目指す高齢者から若者まですべての世代が安心できる全世代型の社会保障制度への転換と財政健全化を確実に進めていくために、消費税率10%への引上げが平成31年10月に実施されます。引上げ前後の需要変動の平準化をはかるために、予算・税制の両面から十分な支援が行われますが、税制においては自動車と住宅に対する支援策が講じられます。また、少子高齢化が進む中で持続的な成長経路を実現するために、「生産性革命」と「人づくり革命」が引き続き最優先の課題です。イノベーションを促進する研究開発を後押しする観点から、研究開発税制が見直されます。中小企業に対する税制上の様々な支援措置が講じられるとともに、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税における新たな納税猶予制度が創設されます。また、OECDのBEPSプロジェクト等で合意された税制に係る国際的スタンダードに合わせるために、移転価格税制と過大支払利子税制の大幅な見直しが行われます。

なお、本ニュースレターの一部項目の内容については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加等が行われる可能性があることにご留意下さい。

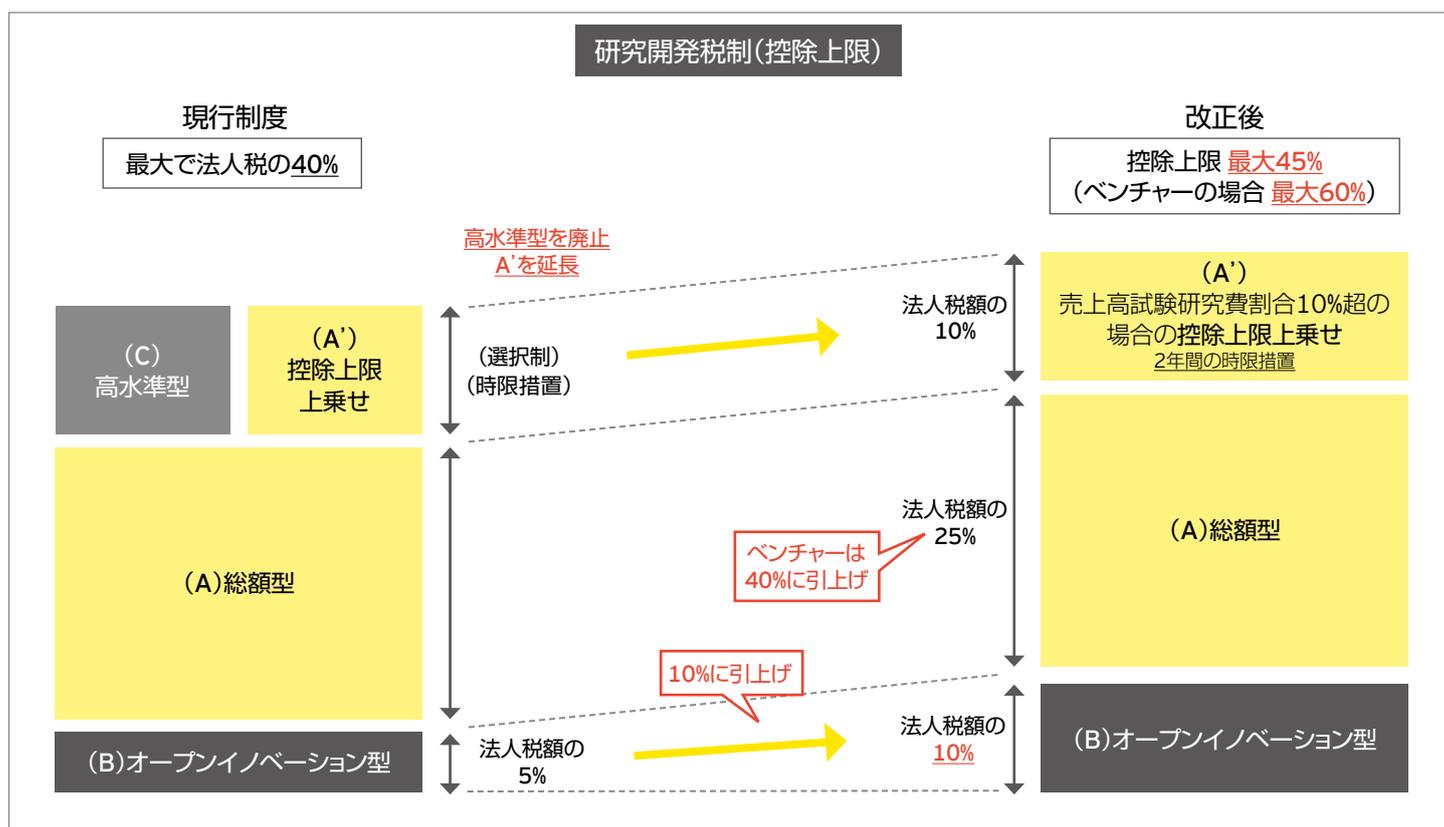
法人課税

1. 研究開発税制の見直し

積極的な研究開発投資を促す観点から、研究開発税制(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等)について次の見直しが行われます。

(1) 総額型(試験研究費に係る税額控除制度)

- ① 研究開発を行う一定のベンチャー企業(注1)における控除税額の上限が、当期の法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられます。
- ② 高水準型(廃止)は、試験研究費が高い水準の企業に対する控除上限の上乗せ措置として、総額型に統合された上で適用期間が2年延長されます。控除税額の上限は、当期の法人税額の10%です。
- ③ 試験研究費に対する税額控除率のカーブ(税額控除率の計算式)が見直されます。
- ④ 税額控除率の上限を14%(原則は10%)とする特例の適用期間が2年延長されます。



(「平成31年度(2019年度) 経済産業関係 税制改正について 平成30年12月 経済産業省」(以下、「経産省資料」))を一部加工して作成)

(2) オープンイノベーション型(特別試験研究費に係る税額控除制度)

対象となる特別試験研究費の対象に、民間企業(研究開発型ベンチャー企業(注2)を含む)に対する一定の委託研究が追加されます。研究開発型ベンチャー企業への委託研究及び同企業との共同研究に係る税額控除率は25%とし、民間企業への委託研究に係る税額控除率は20%とします。また、控除税額の上限が当期の法人税額の10%(現行:5%)に引き上げられます。

現行制度	控除率
相手方が大学・特別研究機関等の場合	30%
相手方がその他(民間企業等)の場合	20%
大企業等への委託研究の場合	対象外



改正後	控除率 (現行→改正後)
研究開発型ベンチャー企業との共同研究等	20% → 25%
大企業等への委託研究(注3)	対象外 → 20%

(経産省資料を一部加工して作成)

(注1) 設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く)とされます。

(注2) 対象となる企業は、産業競争力強化法による認定を受けているベンチャーファンド又は国立大学法人や国立研究開発法人から出資を受けているベンチャー企業で、一定の要件を満たすものです。

(注3) 基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限られ、単なる外注等は除かれます。

スタートアップ期のベンチャー企業は、累積赤字がたまっていたとしても、単年度で黒字が出た場合には、納税を行う必要があります(資本金1億円超の場合等)。今回の改正(控除税額の上限が当期の法人税額の25%から40%にアップ)によって、そのような納税時にも会社に残るキャッシュが増大します。増えたキャッシュは、今後のさらなる研究開発投資の原資になります。

また、改正前はオープンイノベーション型の対象外とされていた大企業への委託研究も、オープンイノベーション型の対象となります。

平成27年度の税制改正により大幅に拡充されたオープンイノベーション型の活用状況は、26年度は3億円でしたが、27年度は39億円、28年度は42億円(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年2月国会提出)」)と増加しています。平成29年度改正では適用要件の緩和が、本改正では控除税額の上限引上げ(5%→10%)等が行われていますので、企業にとってはますますオープンイノベーション型の税制控除の重要性が増してくるものと考えられます。

2. 事業税の税率

地域間の財政力の偏在を是正するために、現行の法人事業税の一部を新たに創設される特別法人事業税(仮称)に組み換え、都道府県に納付された特別法人事業税については、一旦国庫に納付され、人口比等をベースとして各都道府県に再配分することとされました。

(1) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税の所得割及び収入割について標準税率を引き下げることとし、一方で特別法人事業税が創設されます。特別法人事業税は、法人事業税の納税義務者に対して課される国税であり、法人事業税と併せて都道府県に申告納付を行います。標準税率ベースでは、現行の法人事業税所得割の税率と改正後の法人事業税所得割と特別法人事業税の税率の合計は、同水準となります。

(法人事業税・特別法人事業税の標準税率)

	法人事業税		特別法人 事業税	改正後の法人 事業税(b)+ 特別法人 事業税(c)
	改正前(a)	改正後(b)	創設(c)	
資本金1億円超の 普通法人 (年800万円超の 所得)	3.6%	1%	(b)の260%	3.6%
資本金1億円以下 の普通法人等 (年800万円超の 所得)	9.6%	7%	(b)の37%	9.59%
収入金額課税 対象法人	1.3%	1%	(b)の30%	1.3%

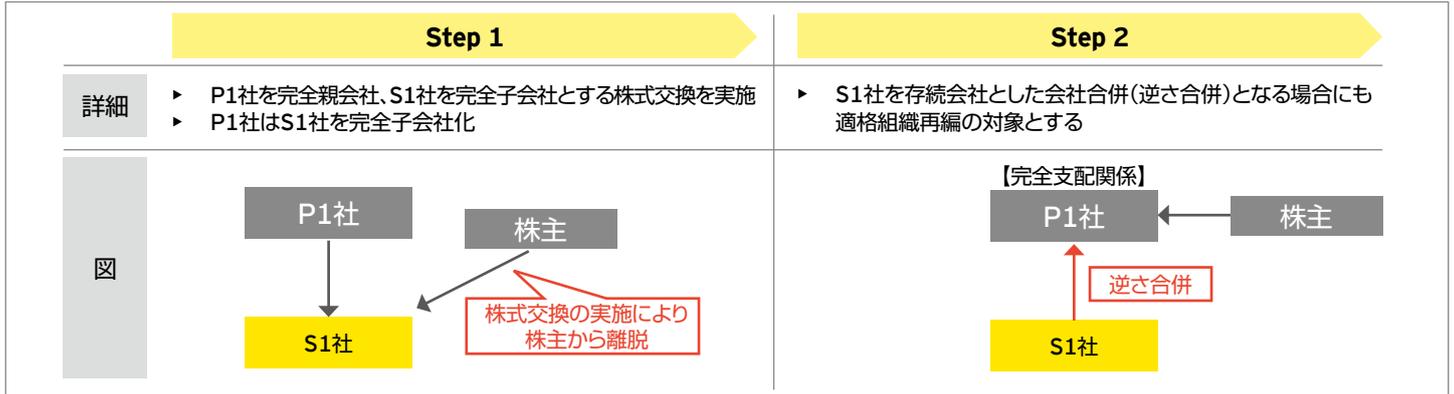
(「総務省 平成31年度地方税制改正(案)について」を一部加工して作成)

(2) 法人資本金1億円超の普通法人(すなわち、外形標準課税適用法人)の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍(現行:1.2倍)に引き上げる措置が講じられます。

3. 組織再編税制の適格要件の見直し

(1) 親会社の子会社を完全子会社化した後に行う逆さ合併

株式交換等の後に、完全子会社化された会社が完全親会社を被合併法人として逆さ合併を行うことが見込まれている場合には、支配関係継続要件等の適格要件について、その逆さ合併の直前のときまでの関係により判定することとされます。

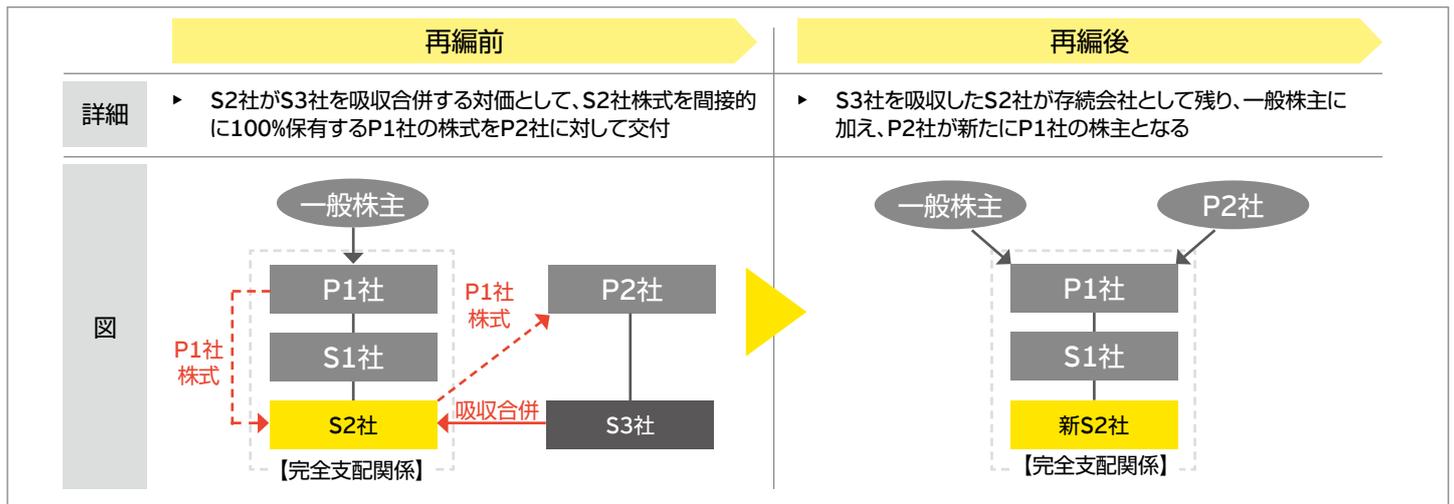


(経産省資料を一部加工して作成)

上図において、S1社が事業運営に必須な許認可等を保有しているケースでは、S1社を存続法人とするために「逆さ合併」のニーズは非常に大きいものです。今後は、税務上の適格・非適格に悩むことなく、このような再編が容易に行えるようになります。

(2) 間接保有の完全親会社の株式を用いた組織再編

合併、分割及び株式交換に係る適格要件や旧株譲渡損益繰延要件のうち、対価に係る要件について、三角合併等で対価となる合併法人等の親法人の株式に、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する法人の株式(注)が加えられます。



(経産省資料)

(注)企業グループ内の一定の法人間の合併等について、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する一定の外国法人(以下、「特定関係外国法人」)の株式を対価とする場合には、適格要件を満たさないこととされます。また、特定関係外国法人の株式を対価とする合併等が適格合併等に該当しないときは、その合併等の際、株主の旧株の譲渡益に対して課税することとされます。

上図において、P1社が上場企業であるような場合、S3社(消滅会社)の株主であるP2社は、より流動性(換金性)の高いP1社株式の取得を希望するケースがあります。改正後は、この三角合併の対価としてP2社にP1社株式を交付したとしても、適格要件等を充足します。

4. みなし大企業の範囲の見直し

- (1) 中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合(いわゆる事業承継ファンド)の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却等又は中小企業経営強化税制その他一定の規定におけるみなし大企業(中小企業税制の適用不可)の判定については、その事業承継ファンドに出資をした中小企業基盤整備機構(大規模法人に該当)の有する株式を除外して判定することになります。
- (2) 租税特別措置法上の中小企業向けの各租税特別措置の適用対象である中小企業者等から除かれるいわゆる「みなし大企業」の判定について、大規模法人に以下の法人が加えられます。

- ① 大法人(資本金5億円以上等)の100%子会社
- ② 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

上記措置(2)により、これまで法人税法上は中小法人には該当しないものの、租税特別措置法上は中小企業者等に該当するため各種優遇措置の適用を受けることができたS2社は、各種優遇措置の適用を受けることができなくなることが見込まれます。

P社資本金5億円		法人税法	租税特別措置法
100%	S1社	非中小法人	非中小企業者
S1社資本金1億円			
100%	S2社	非中小法人	(改正前)中小企業者 ↓ (改正後)非中小企業者
S2社資本金1億円			

(経産省資料を一部加工して作成)

5. 業績連動給与に係る要件の見直し

法人の支給する役員給与における業績連動給与の手続きに係る要件について、次の見直しが行われます。

- (1) 報酬委員会及び報酬諮問委員会(以下、「報酬委員会等」)における決定等の手続き(見直し)
 - ① 報酬委員会等を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でないこととの要件が除外され、業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこととの要件が加えられます。
 - ② 報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であること及び委員である独立社外役員のすべてが業績連動給与の決定に賛成していることとの要件が加えられます。
- (2) 監査役会設置会社における決定等の手続き(廃止)

監査役会設置会社における監査役の過半数が、適正書面を提出した場合の取締役会の決定、及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合、取締役会の決定の手続きが除外されます。

6. その他

- (1) 中小企業における防災・減災設備に係る特別償却制度の創設
中小企業者のうち中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けたものが、平成33年(2021年)3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等(例:自家発電機、データバックアップシステム、防火シャッター等)の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができる税制が創設されます。
- (2) 匿名組合出資を有する投資法人等に係る課税の特例における要件の見直し
投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、他の法人の発行済株式又は出資の50%以上を有していないこととの要件に関して、他の法人の出資に匿名組合出資を含めることとされます。
- (3) 適用期限の延長
 - ① 中小企業者の法人税率の軽減特例(年800万円以下の所得に対して15%)の適用期限が2年延長されます。
 - ② 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制等について一部適用要件等を見直した上で、適用期限が2年延長されます。

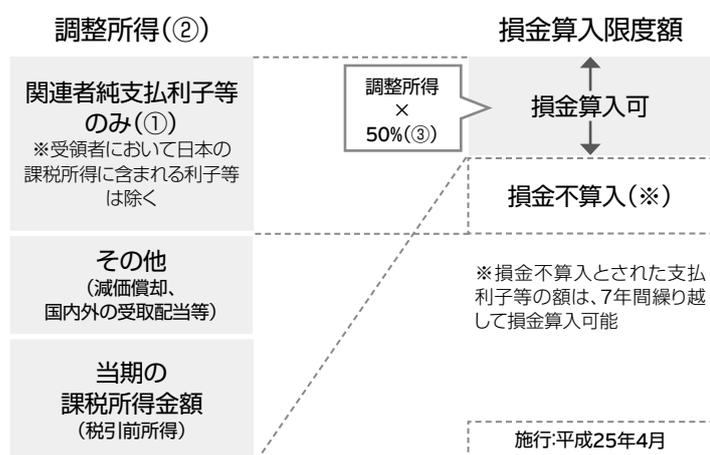
国際課税

過大支払利子税制の見直し

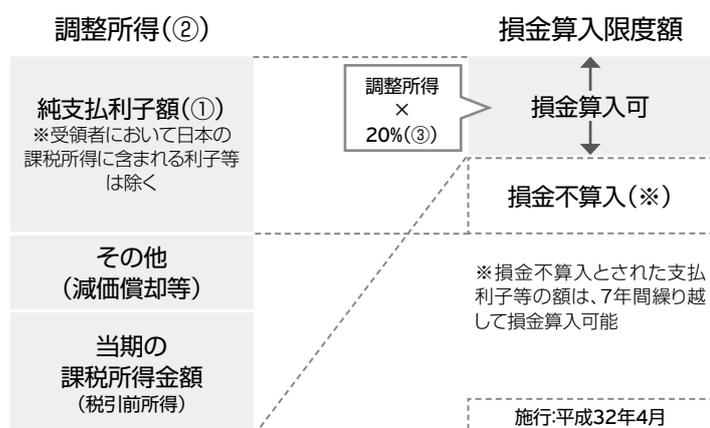
現行の過大支払利子税制は、BEPS最終報告書の行動4と同様の考え方に基づく制度ですが、対象とする利子、調整所得の定義及び損金算入限度額の基準値について乖離(かいり)があるため、通常の経済活動(国内銀行からの借入等)に与える影響に配慮しつつ、BEPS最終報告書の行動4に合わせる見直しが行われます。

1. 制度の概要

現行の過大支払利子税制の概要は、次のとおりです。



改正後の過大支払利子税制の概要は、次のとおりです。



	現行制度	改正
①対象とする利子	関連者純支払利子等のみ(受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外)	純支払利子等(第三者を含む)(受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外)
②調整所得	利子・税・減価償却控除前所得(国内外の受取配当益金不算入額を加算)	利子税減価償却控除前所得(国内外の受取配当益金不算入額を加算しない)
③損金算入限度額の基準値	50%	20%
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連者純支払利子等の額が1,000万円以下 ▶ 関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純支払利子等の額が2,000万円以下 ▶ 国内企業グループ(持株割合50%超)の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下

経産省資料を一部加工して作成

2. 対象純支払利子等の額及び対象外支払利子等の額

その事業年度における対象支払利子等の額(支払利子等の額から「対象外支払利子等の額」を控除した残額をいう。以下同じ)の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額(以下、「控除対象受取利子等合計額」)を控除した残額(以下、「対象純支払利子等の額」)が本税制の対象となります。

上記の「対象外支払利子等の額」とは、次に掲げる支払利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいいます。

- (1) (2)に掲げる支払利子等以外の支払利子等次に掲げる金額
- ① 支払利子等を受ける者において日本の課税所得に含まれる支払利子等の額
 - ② 一定の公共法人に対する支払利子等の額
 - ③ 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額(①及び②に掲げる金額を除く)

(2) 特定債券利子等(当該法人が発行した債券(それを取得をした者が実質的に多数でないものは除かれる)に係る支払利子等で非関連者に対するものをいう。以下同じ)

債券ごとに次のいずれかの金額

- ① その支払いのときに源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者において、国内課税所得に含まれる特定債券利子等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利子等の額
- ② 次に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - i. 国内で発行された債券 特定債券利子等の額の95%に相当する金額
 - ii. 国外で発行された債券 特定債券利子等の額の25%に相当する金額

現行制度では、国外関連者への支払利子等が対象純支払利子とされていますが、BEPS最終報告書の行動4では、国内外及び関連者/非関連者を問わず支払利子等が対象とされています。改正では、通常のエconomic活動(国内銀行からの借入等)に与える影響を考慮した結果、実質的には国外関連者及び国外非関連者への支払利子等の額が対象となります。すなわち、改正前との比較では、国外非関連者への支払利子等が追加されます。

3. 調整所得金額

調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額が除外され、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額が除外されます。また、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について、所要の措置が講じられます。

現行制度では、当期の所得金額に受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額が加算されます。しかし、BEPS最終報告書の行動4では、免税所得について調整しないことが勧告されましたので、平仄を合わせる改正が行われます。

4. 損金算入限度額の基準値

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%(現行:50%)を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととなります。

日本の現行制度における基準固定比率は50%であり、BEPS最終報告書の行動4で勧告されている基準固定比率のベスト・プラクティス・レンジである10%~30%以内を超過しているため、改正により、20%に引き下げられることとなります。

5. 適用免除基準

次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととなります。

- (1) その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下(現行:1,000万円以下)であること
- (2) その事業年度における①に掲げる金額の②に掲げる金額に対する割合が20%以下であること

① 内国法人等(注)の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額(控除対象受取利子等合計額から、対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいう)の合計額を控除した残額

② 内国法人等(注)の調整所得金額の合計額から調整損失金額(調整所得金額の計算において、零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいう)の合計額を控除した残額

(注) 内国法人等とは、内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人(その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る)をいいます。

現行制度では、対象純支払利子等の額が1,000万円以下の場合、本税制の適用対象外となるデミニマス基準が設定されています。また対象となる利子が支払利子等の50%以下の場合には適用除外となる基準が設けられています。改正では、デミニマス基準である1,000万円が2,000万円に拡充されます。また「対象となる利子が支払利子等の50%以下の場合」は廃止され、持株会社対応のため、(2)の基準が新設されます。

6. 超過利子額の損金算入

- (1) その事業年度における対象純支払利子等の額が、調整所得金額の20%(現行:50%、上記4のとおり)に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額(以下、「超過利子額」)があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%(現行:50%)に相当する金額との差額を限度として、当該超過利子額に相当する金額は損金の額に算入できます。
- (2) 上記(1)について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする等の見直しが行われます。

超過利子額が7年間繰り越し可能である点は、変更ありません。

7. 適用時期

上記(6(2)を除きます)の改正は、平成32年4月1日に開始する事業年度分の法人税について適用されます。上記6(2)の改正は、平成32年4月1日以降に確定申告等の提出期限が到来する法人税について適用されます。

なお、上記の見直しは国税についてですが、地方税(法人住民税及び事業税)についても過大支払利子税制の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられます。

調整所得に国内外の受取配当等の益金不算入額を含めない措置及び損金算入限度額の基準値が50%から20%に引き下げられましたが、対象利子が実質的には国外への支払利子等に限定されたこと及び上記5(2)の新設により、日本企業の経済活動に配慮した改正になります。一方、国外からの借入が多い外資系企業、ストラクチャード・ファイナンスを行う企業、国外で債券を発行している企業等については留意が必要になります。

移転価格税制の見直し

BEPS報告書やOECD移転価格ガイドライン(以下、「TPG」)の改訂内容等を踏まえ、国内法における移転価格税制において、独立企業間価格の算定方法の整備、一定の評価困難な無形資産の取引に係る見直し等が行われます。

1. 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化

移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産(現金、預貯金、有価証券等)以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払いが行われるべきものとされます。

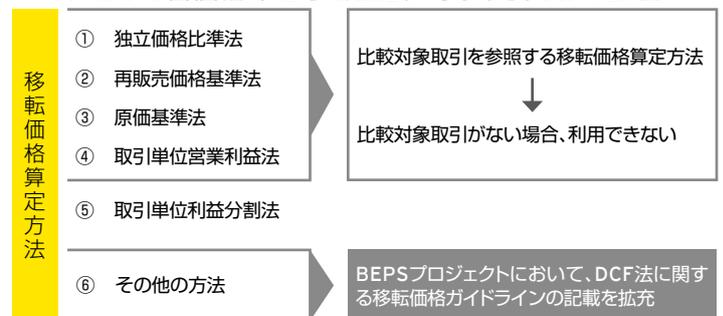
TPGでは無形資産を、「有形資産や金融資産ではなく、商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、比較可能な状況での非関連者間取引においては、その使用又は移転によって対価が生じるもの」と規定しています。これを受けて、改正により無形資産の範囲が税制上明確化されます。当該規定は、移転価格税制上の無形資産を規定するものと考えられます。

2. 独立企業間価格の算定方法の整備

独立企業間価格の算定方法(以下、「価格算定方法」)として、TPGにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)が加えられます。

これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引のときに知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格とする方法が加えられます。

TPGにおける各価格算定方法と比較対象取引の参照要否



第20回 税制調査会(2018年11月7日)資料「財務省説明資料(国際課税について)(2/2)」を一部加工して作成

TPGでは無形資産取引等に対する価格算定方法としてDCF法が提唱されています。実務ではDCF法を用いて無形資産の譲渡対価を算定している事案は存在するものの、日本ではDCF法については法令上の取扱いが明らかではないことから改正が行われますが、DCF法の適用方法については、今後明瞭なガイダンスの公表が望まれます。

3. 評価困難な無形資産に係る取引(特定無形資産取引)に係る価格調整措置の導入

特定無形資産に係る取引(以下、「特定無形資産取引」)に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとされます。ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この限りではありません。

(1) 特定無形資産

上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件のすべてを満たす無形資産をいいます。

- ① 独自性があり重要な価値を有するものであること
- ② 予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること
- ③ 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるものであること

特定無形資産の定義は、TPGにおける評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles:HTVI)の定義と概ね一致していると考えられます。多くの国ではTPGに従っていると考えられますが(英国、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド等)、独自に無形資産取引に係る規定を設けている国(米国、ドイツ)との取引には留意が必要です。今後特定無形資産に関する明瞭なガイダンスの公表が望まれます。

(2) 適用免除要件

国税当局の当該職員が次の①又は②に掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用されません。

① 次に掲げる書類

- i. 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測の詳細を記載した書類
- ii. 当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり、取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を適切に勘案して独立企業間価格を算定していたことを証する書類

② 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの間の予測収益等の額と実際収益等の額との相違が20%を超えていないことを証する書類

(注)法人から上記②に掲げる書類の提出等があった場合には、価格調整措置はその経過する日後は適用されません。

特定無形資産取引を行う場合は、取引時点において独立企業間価格の算定に用いた予測の詳細を記載した書類を準備しておく必要があります。また、取引以降の事業年度においても事後的に予測不可能であった事象が生じ、予測収益等から実際収益等が大幅に乖離する場合、その原因を分析した書類も準備しておく必要があります。

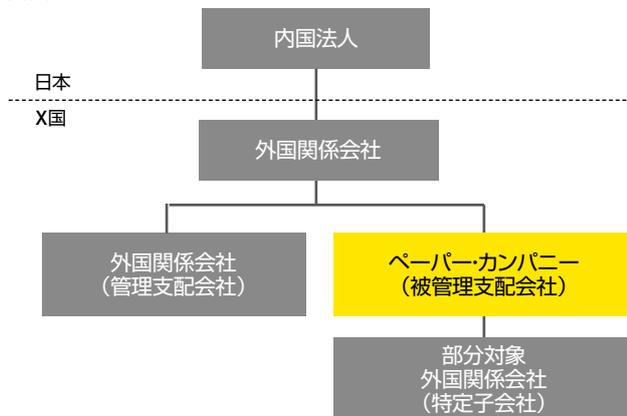
②特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額及び一定の預金利子の額であること等の要件のすべてに該当するもの(②において「被管理支配会社」という)

(注1) 上記の「特定子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する部分対象外国関係会社又は管理支配会社に係る他の被管理支配会社をいいます。

(注2) 上記の「管理支配会社」とは、経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事しているものをいいます。(2)において同じ。

除外の対象となるペーパー・カンパニーは図表2のとおりと考えられます。

図表2



①については、現行税制において外国子会社合算税制の適用対象にはなるものの、持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等は、その外国関係会社に係る適用対象金額に算入しないことから、合算課税は生じません。現行税制においても合算課税は生じないという点を考慮して、設けられた措置と考えられます。

なお、①は子会社株式の譲渡が生じた場合には収入の要件を充足することが難しくなりますが、②は収入の要件に「特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額」が含まれていることから、当該要件を充足しやすくなります。ただし、①と比べて次の要件が追加されています。

イ 主たる事業が特定子会社(特定子会社の要件は注1を参照)の株式等の保有事業であること

ロ 本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社(管理支配会社の要件は(注2)を参照)によってその事業の管理支配等がされていること

ハ 管理支配会社の事業の遂行上、欠くことのできない機能を果たすこと

上記ハについては、どのような機能であれば認められるのか、現時点では不明確であることから今後の動向が注目されます((2)(3)において同じ)。

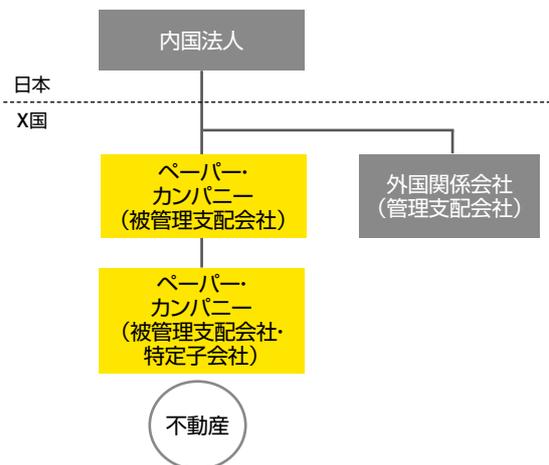
(2)不動産保有に係る一定の外国関係会社

① その本店所在地国と同一国に所在する一定の不動産又は特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業(不動産業に限る)の遂行上、欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が当該不動産、特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が当該不動産及び特定子会社の株式等から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること等の要件のすべてに該当するもの(①において「被管理支配会社」という)

(注) 上記の「特定子会社」とは、管理支配会社に係る他の被管理支配会社をいいます。

除外の対象となるペーパー・カンパニーは図表3のとおりと考えられます。

図表3



② その本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社が自ら使用する当該同一国に所在する不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が当該不動産及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が当該不動産から生ずる収入の額及び一定の預金利子の額であること等の要件のすべてに該当するもの

①は不動産事業を営む法人が、商品として第三者に販売又は賃貸をするために不動産を所有しているケースを想定しており、②は自社ビル等として自ら不動産を使用するケースを想定して設けられた措置と考えられます。

なお、①は特定子会社(特定子会社の要件は(注)を参照)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社(いわゆる中間持株会社)についても一定の要件を充足すれば認められていますが、②は不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社に限定されていることから認められていません。

不動産以外の要件は、上記1(1)②の要件と概ね同様と考えられます。

(3) 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社

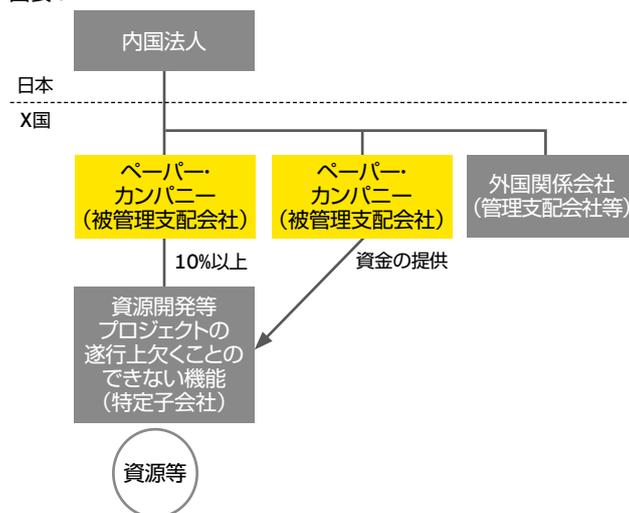
特定子会社の株式等の保有、非関連者から調達した資金の特定子会社への提供又はその外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する一定の不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該同一国に所在する管理支配会社等によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社等が当該同一国において行う当該同一国の石油・天然ガス等の資源又は社会資本の開発又は整備等に関する事業((3)において「資源開発等プロジェクト」という。)の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等、特定子会社に対する一定の貸付金、当該不動産及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社の株式等、当該貸付金及び当該不動産から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること等の要件のすべてに該当するもの

(注1) 上記の「特定子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する持分割合10%以上の外国法人で、管理支配会社等が当該同一国において行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たすものをいいます。

(注2) 上記の「管理支配会社等」とは、経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員又は使用人が資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事しているものをいいます。また、その本店所在地国と同一国に所在する他の外国法人の役員又は使用人と共同で当該業務のすべてに従事している場合の当該他の外国法人を含む。

除外の対象となるペーパー・カンパニーは図表4のとおりと考えられます。

図表4



次のいずれかを主たる事業とする外国関係会社について一定の要件を充足した場合には、ペーパー・カンパニーの範囲から除外されます。

イ 特定子会社(資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たす外国法人。(注1)を参照)の株式等の保有

ロ 非関連者から調達した資金の特定子会社への提供
ハ その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する一定の不動産の保有

なお、資産の要件については上記1(2)①②に加えて「貸付金」が、収入の要件については「貸付金から生ずる収入の額」が含まれています。

また「管理支配会社等」についても、上記1(1)②、(2)①②に加えて、「その本店所在地国と同一国に所在する他の外国法人の役員又は使用人と共同で当該業務のすべてに従事している場合の当該他の外国法人」が含まれています。

2. 事実上のキャッシュ・ボックス

事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次のいずれにも該当する外国関係会社を加えられます。

(イ) 当該事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料((ロ)において「特定収入保険料」という)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満である外国関係会社

(ロ) 当該事業年度における収入保険料(特定収入保険料を除く。(ロ)において同じ。)に係る非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社

非関連者等からの収入保険料が極端に少ない及び非関連者等に対する支払再保険料の額が少ない外国関係会社について、キャッシュ・ボックスの範囲に加えられました。キャプティブを想定した規定と考えられます。

3. 適用免除基準における租税負担割合

(1) 所得の金額

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額は、当該法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とします。

(2) 外国法人税の額

外国関係会社の本店所在地国において課される外国法人税の額は、当該外国法人税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額につき外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とします。

平成26年9月に日本租税研究協会より公表された「外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)における課税上の取扱いについて」のうち、「米国連結納税制度を適用している事例」と「米国子会社がパススルー課税を選択している米国LLC持分を有する事例」では、各法人が単体納税を行ったと仮定した場合の単体所得とそれに対する単体法人税を計算し、これを基に租税負担割合を算定するのが 妥当であるとしています。

平成26年当時は米国連邦法人税率が30%を超えていたため、上記の考え方を適用すれば、米国子会社は原則的には外国子会社合算税制の適用対象外でした。そのため、厳密な計算を求められることはありませんでしたが、現在は米国連邦法人税率が21%に引き下げられており、租税負担割合が30%以上の場合又は20%未満の場合で取扱いが大きく異なることから、厳密な計算が求められます。今後は州税の計算方法等を含めた具体的な計算方法についての動向が注目される所です。

4. 会社単位の合算課税制度における適用対象金額

現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とします。

上記3(1)所得の金額に合わせるための改正と考えられます。なお、「連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定」とされていることから、英国のグループリリーフやドイツのオルガンシャフトは含まれないものと考えられます(5において同じ)。

5. 外国税額控除の計算

内国法人が合算課税の適用を受ける場合に控除される外国法人税の額のうち、外国関係会社の本店所在地国において課される外国法人税の額は、当該外国法人税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額につき外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とします。

上記3(2)外国法人税の額に合わせるための改正と考えられます。

6. 部分合算課税制度における部分適用対象金額

(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を減算した金額について、部分対象外国関係会社(外国金融子会社等に該当するものを除く)に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に加えることとなります。

(イ)収入した保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額

(ロ)支払った保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額

上記2同様、キャプティブを想定した規定と考えられます。

7. その他

- (1)外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件
内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける配当等に係る二重課税調整について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする等の見直しを行います。
- (2)外国金融子会社等(保険業を主たる事業とするもの等に限る)について一定の措置が講じられます。
- (3)関連制度の整備
居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しを行います。

8. 適用時期

- (1)上記(2、6及び7(1)を除く)の改正は、内国法人の平成31年4月1日以後に終了する事業年度の合算課税(外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る)から適用されます。
- (2)上記2及び6の改正は、外国関係会社の平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- (3)上記7(1)の改正は、内国法人の平成31年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。

平成30年8月31日に公表された経済産業省「平成31年度税制改正に関する経済産業省要望(概要)」において、「米国連邦法人税率が35%から21%に引き下げられたこと」「米国でのビジネスにおいては、設立手続きが簡易で柔軟に運営方法を決定できるLLC(Limited Liability Company)やLPS(Limited Partnership)といった事業体による共同事業が通常行われていること」「ビジネス上の理由に基づきペーパー・カンパニーが活用される」ことから、以下の懸念に関する見直しが要望されており、それを踏まえて、当該見直しが実施されたものと考えられます。

- ▶ 合算課税による実態と乖離した過大な税負担(外国税額控除の可否を含む)
- ▶ ペーパー・カンパニー等の判定
- ▶ 所得や税額の計算等に係る過大な負担

特に企業の関心が高いペーパー・カンパニーの範囲の見直しと連結納税及びパススルーを適用している法人における適用対象金額、租税負担割合、外国税額控除の計算については、内国法人の平成31年4月1日以後に終了する事業年度の合算課税から適用されます。従って、基本的には平成29年度税制改正による新税制の適用初年度からこれらの規定が適用できることとなります。

外国税額控除における控除対象外国法人税の額の見直し

日本で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、内国法人に対する配当等の支払いがあったものとみなして課される一定の外国法人税の額を加えるほか、所要の措置が講じられます。

個人所得課税・資産課税

個人所得課税

1. ストックオプション税制の適用対象者の拡充

適用対象者の範囲は、中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等(仮称)が認定を受けた新事業分野開拓計画(仮称)に従って、社外から企業に貢献する高度人材(外部協力者)にまで拡大されます。

2. NISA制度の利便性の向上等

NISA口座保有者が海外転勤等のやむを得ない事情により一時的に出国する場合等、日本を離れている間であっても、一定の手続きにより引き続きNISA口座の利用が可能となります。また、民法改正に伴い、口座開設可能年齢要件が18歳に引き下げられます。

3. その他

(1) ふるさと納税の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化につなげるため、次の基準に適合する都道府県等がふるさと納税の対象となる団体として指定されます。

- ▶ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
- ▶ 返礼品は返礼割合3割以下の地場産品であること

この改正は、平成31年(2019年)6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような自治体については、ふるさと納税の対象外とされます。

(2) 住民税の非課税措置の拡充

子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である者が個人住民税の非課税措置の対象に加えられます。これは平成33年度(2021年度)分以後の個人住民税について適用されます。

資産課税

1. 個人事業者の事業承継税制の創設

平成30年度税制改正における非上場株式等に係る事業承継税制の抜本的な拡充に続き、個人事業者の事業承継促進のため、相続等又は贈与により事業用資産(不動産貸付事業用資産を除く)を後継者が取得して事業を継続する場合の相続税・贈与税の納税を猶予する制度が創設されます。

この新たな納税猶予制度は10年間(平成31年(2019年)1月1日から平成40年(2028年)12月31日まで)の時限措置で、青色申告者である被相続人等の事業用宅地(400㎡までの部分)、建物(床面積800㎡までの部分)及び一定の減価償却資産が適用対象とされます。相続税・贈与税ともに納税猶予割合は100%で、担保の提供が条件となります。

なお、この制度は「小規模宅地等(特定事業用宅地等)についての相続税の課税価格の計算の特例」との選択適用とされます。

また、この制度の内容は、非上場株式等に係る事業承継税制に準じるものとされ、適用を受けるためには、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出することが必要となります。

2025年に70歳以上となる個人事業者は、約150万人と推計されており、その多くが後継者未定と考えられています。高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっています。

2. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地の特例の見直し

節税を目的とした駆け込み的な適用等本来の趣旨を逸脱した適用を防止するために、特定事業用宅地等の範囲から相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。

この見直しは、平成31年(2019年)4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等及び当該宅地上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地の相続税評価額の15%以上である宅地はこれまで通り特定事業用宅地等から除外されません。

3. 非上場株式等に係る事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について次の見直しがなされました。

(1) 取消要件の緩和

一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6カ月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。

(2) 年齢要件の引下げ

贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が、現行の20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

(3) 手続きの簡素化

非上場株式等の贈与者が死亡した際、相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税に関する納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続きが簡素化されます。

4. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の要件の追加

格差の固定化につながらないよう機会の平等確保等の観点から、受贈者の所得要件の追加(受贈者の合計所得金額1,000万円以下)や教育資金の範囲、その他所要の見直しが行われ、適用期限が2年間延長されます。

5. 民法の改正に伴う税制上の規定の整備

(1) 配偶者居住権の評価方法

平成30年(2018年)7月13日に改正民法が公布され、社会情勢の変化に対応し、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策として配偶者居住権が盛り込まれました。これに伴い、相続税における配偶者居住権等の評価方法等が規定されます。

イ 配偶者居住権

$$\text{建物の相続税評価額} - \text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数}(*1) - \text{存続年数}(*2)}{\text{残存耐用年数}(*1)} (*3) \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

ロ 配偶者居住権が設定された建物(以下、「居住建物」)の所有権
建物の相続税評価額 - 配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

$$\text{土地等の相続税評価額} - \text{土地等の相続税評価額} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

ニ 居住建物の敷地の所有権等

$$\text{土地等の相続税評価額} - \text{敷地の利用に関する権利の価額}$$

上記の相続税評価額は、配偶者居住権が設定されていない場合の相続税評価額とする。

*1 残存耐用年数

居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用) × 1.5 - 居住建物の築後経過年数

*2 存続年数 次に掲げる場合の区分に応じて定める年数

イ. 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数

ロ. イ以外の場合 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とする)

*3 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には零

(2) 成年年齢の引下げに伴う税制上の措置

相続税の未成年者控除や贈与税の各制度における受贈者の年齢要件が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

この改正は、平成34年(2022年)4月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税について適用されることとなります。

納税環境整備・その他

1. 情報照会手続の整備

(1) 事業者等への協力要請

税務当局の職員が事業者等に対して、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類、その他の物件の閲覧又は提供、その他の協力を求めることができることが法令上明確化されます。

(2) 事業者等への報告の求め

国税局長は、以下の要件のすべてを満たす場合に、事業者等に対して、特定取引者(事業者との取引を行う不特定の者)の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、一定の期日までに、報告を求めることができることとされます。

- ▶ 特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合
- ▶ この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合

報告の求めが行われる場合には、事業者等の事務負担に配慮がなされ、報告事項が書面で事業者等に通知されます。事業者等による不服申立ても可能となります。

(3) 適用

上記の改正は、平成32年1月1日以後に行われる協力又は報告の求めについて適用されます。

近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及等、経済取引の多様化・国際化が進展しています。これらの経済取引の健全な発展を図るとともに、適正な課税を確保することが重要です。高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みが整備されます。

2. 仮想通貨の取扱い

(1) 所得税

個人が仮想通貨の売却をした場合において、その取得価額を計算する際に行う期末評価額の計算方法は、移動平均法又は総平均法とすることが明確化されます。

(2) 法人税

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することになります。また、仮想通貨の譲渡に係る原価の計算方法は、移動平均法又は総平均法による原価法とします。この改正は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(経過措置あり)。

活発な市場が存在する仮想通貨については、会計上の取扱い(「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」企業会計基準委員会)においても期末における時価評価が求められており、税務と会計の取扱いが一致することとなります。

一方で、活発な市場が存在しない仮想通貨については、会計上は、期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には差額を当期の損失として処理することとされており、税務と会計の取扱いが異なることとなる可能性があります。

3. 消費税率の引上げに伴う対応

消費税率の引上げの際に発生する駆け込み需要と反動減という大きな需要変動を平準化するために、住宅と自動車に対する税制上の支援策が講じられます。

(1) 住宅ローン減税

住宅ローン減税について、住宅の取得(消費税率が10%である取得に限る)をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までに居住の用に供した場合に、税額控除を受けられる期間が10年から13年に延長されます。一般の住宅に係る11年目から13年目までの各年の税額控除額は、下記のいずれか少ない金額とされます。

(イ) 住宅借入金年末残高(4,000万円を限度)×1%

(ロ) 住宅取得対価(4,000万円を限度)×2%÷3

11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した税額控除の上限が設けられることとなります。

(2) 車体課税

自動車取得税(価格の3%)は平成31年10月の消費税増税時に廃止されます。かわりに、燃費性能に応じて納める環境性能割(価格の3%~0%)が導入されますが、増税後の1年間に限って税率が1%分軽減されます。また、自動車の保有に係る自動車税は最大年4,500円減税されます(恒久減税)。減税財源を確保するために、エコカー減税は縮小されます。

自動車関係諸税に関しては、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く動向等を踏まえて、その課税のあり方について中長期的な視点に立って今後検討を行うことが、大綱に記載されています。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックに参加する非居住者等に係る課税の特例

選手・審判員等の非居住者の一定の給与・報奨金等については所得税を課さないこととします。また、大会関連業務を行う外国法人が支払いを受ける一定の使用料及び一定の恒久的施設帰属所得については、所得税、法人税を課さないこととします。

4. その他

(1) 金地金

金地金密輸防止のため、消費税に関して、密輸品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除を認めないこととされます。また、金地金に係る仕入税額控除について、「本人確認書類の写し」の保存が要件に加えられます。

消費税率の10%への引上げに伴い、金地金の密輸・脱税がさらに増加することが懸念されています。

(2) 連結納税手続

連結納税における加入特例適用や異動届出書提出等の手続きに関して、簡素化が行われます。

(3) 大法人の電子申告義務化に係る措置

eLTAX(地方税のオンライン手続きのためのシステム)に障害が生じた場合には、総務大臣の告示により、申告等に係る期限を延長することができることとされます。

大法人の法人住民税、法人事業税の確定申告書等や添付書類に関して、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合には、申告書や添付書類を書面にて提出することができるとする宥恕措置が講じられます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181228

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp